

労働条件通知書

契約期間	期間の定めあり（令和8年9月1日～令和9年3月31日） 1 契約の更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合があります得る・契約の更新はしない] 2 契約の更新は次により判断する。 ・契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ・会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況																																	
就業の場所	（雇入れ直後） 広島県赤十字血液センター 福山出張所	（変更の範囲） 変更なし																																
従事すべき業務の内容	（雇入れ直後） ・採血業務及び献血推進に係る業務 ・その他一般事務等広島県赤十字血液センターに付随する業務	（変更の範囲） 変更なし																																
始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換（(1)(2)のいずれか該当するものに○を付けること。）、所定時間外労働の有無に関する事項	1 始業・終業の時刻等 1か月単位の変形労働時間制：交替制として、次の勤務時間の組み合わせによる。 <table><tr><td>勤務名</td><td>勤務時間</td><td>勤務名</td><td>勤務時間</td></tr><tr><td>A 勤</td><td>8:30～17:00</td><td>H 勤</td><td>7:30～16:00</td></tr><tr><td>B 勤</td><td>8:10～16:40</td><td>I 勤</td><td>11:30～20:00</td></tr><tr><td>C 勤</td><td>9:10～17:40</td><td>J 勤</td><td>13:00～21:30</td></tr><tr><td>D 勤</td><td>9:30～18:00</td><td>K 勤</td><td>10:30～19:00</td></tr><tr><td>E 勤</td><td>10:00～18:30</td><td>L 勤</td><td>9:00～17:30</td></tr><tr><td>F 勤</td><td>10:10～18:40</td><td>M 勤</td><td>12:00～20:30</td></tr><tr><td>G 勤</td><td>11:10～19:40</td><td></td><td></td></tr></table> ○詳細は、嘱託・臨時職員およびパートタイマー就業規則（以下「就業規則」という。）第7条 2 休憩時間（ 4 5 ）分 3 所定時間外労働の有無（ 有 ）, 無)		勤務名	勤務時間	勤務名	勤務時間	A 勤	8:30～17:00	H 勤	7:30～16:00	B 勤	8:10～16:40	I 勤	11:30～20:00	C 勤	9:10～17:40	J 勤	13:00～21:30	D 勤	9:30～18:00	K 勤	10:30～19:00	E 勤	10:00～18:30	L 勤	9:00～17:30	F 勤	10:10～18:40	M 勤	12:00～20:30	G 勤	11:10～19:40		
勤務名	勤務時間	勤務名	勤務時間																															
A 勤	8:30～17:00	H 勤	7:30～16:00																															
B 勤	8:10～16:40	I 勤	11:30～20:00																															
C 勤	9:10～17:40	J 勤	13:00～21:30																															
D 勤	9:30～18:00	K 勤	10:30～19:00																															
E 勤	10:00～18:30	L 勤	9:00～17:30																															
F 勤	10:10～18:40	M 勤	12:00～20:30																															
G 勤	11:10～19:40																																	
休日	日勤：毎週土、日曜日、国民の祝日、日本赤十字社創立記念日(5/1)、年末・年始の 6 日間 ○詳細は、就業規則第8条 【1か月単位の変形労働時間制・交代制を適用される場合】 ・勤務割表による（4週を通じ4日を下らない休日） ※ただし、休日を勤務日に振り替えることがある。																																	
休暇	1 年次有給休暇 労働基準法に基づく 継続勤務6か月以内の年次有給休暇 （有 無） 時間単位年休 有 無 2 代替休暇 有 無 3 その他の休暇 有給（就業規則第10条） 無給（就業規則第13条） ○詳細は、就業規則第9条～第10条、第13条、第14条																																	

（次頁に続く）

賃 金	1 基本賃金 イ 月給（279,700円）、ロ 日給（ 円）、 ハ 時間給（ 円） 2 諸手当の額又は計算方法 イ（通勤手当 1ヶ月定期代等相当額／月 2km以上で上限毎月55,000円まで） ロ（ 手当 円 ／計算方法： ） ハ（ 手当 円 ／計算方法： ） ニ（ 手当 円 ／計算方法： ） 3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外、法定超 月60時間以内（ 25 ）％ 月60時間超 （ 50 ）％ ロ 休日 法定休日（ 35 ）％、法定外休日（ 25 ）％ ハ 深夜（ 25 ）％ 4 賃金締切日（毎月末日） 5 賃金支払日（毎月翌月16日。ただし、支払日が休日に当たるときは繰り上げて支給） 6 賃金の支払方法（本人が指定する銀行口座（本人名義）に振り込む） 7 労使協定に基づく賃金支払時の控除（無 , ☒ 有（互助会費, 健康診断費）） 8 昇給（ 有（時期等 ） , ☒ 無 ） 9 賞与（一時金）（ ☒ 有（夏・冬に経営状況を考慮して支給） , 無 ） 10 慰労金（ ☒ 有（広島県赤十字血液センター退職慰労金支給規程に基づく支給） , 無 ））
退職に関する事項	1 定年制 ☒ 有（65歳、日本赤十字社職員再雇用規則第4条に定める年齢に準ずる）, 無 2 継続雇用制度（ 有（ 歳まで） , ☒ 無 ） 3 自己都合退職の手続（原則、退職する14日以上前に届け出ること） 4 解雇の事由及び手続 就業規則第19条第4号～第8号、第20条 ○詳細は、就業規則第19条～第24条
そ の 他	・社会保険の加入状況（ ☒ 厚生年金 ☒ 健康保険 厚生年金基金 その他（ ）） ・雇用保険の適用（ ☒ 有 , 無 ） ・雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口 : 総務課人事係 ・その他 労働契約法第18条の規定により、有期労働契約（平成25年4月1日以降）の契約期間が通算5年を超える場合には、労働契約の期間の末日までに労働者から申込みをすることにより、当該労働契約の期間の末日の翌日から期間の定めのない労働契約に転換されます。

以上のほかは、当社就業規則による。就業規則を確認できる場所や方法（社内イントラネット等）

※ 労働条件通知書については、労使間の紛争の未然防止のため、保存しておくことをお勧めします。